

一般社団法人日本フォーミュラリ学会 定款細則

第1章 総則

第1条 この細則は、一般社団法人日本フォーミュラリ学会(以下、「本会」という) 定款を運用するために必要な事項を規定し、円滑な学会活動を推進することを目的とする。

第2章 会費

(種別)

第2条 本会の事業を援助するために、所定の賛助会費を納入する企業及び団体とする賛助会員は下記の2種を設けることとする。

- (1) 一般賛助会員
- (2) 特別賛助会員

(会費)

第3条 本会の年会費は、次のとおりとする。なお、会費は前納制とする。
また、入会金は不要とする。

- | | | |
|------------------------------|-----|-----------|
| (1) 正会員(医師、薬剤師、医療従事者、企業職員、他) | | 5,000 円 |
| (2) 学生会員 (社会人学生を除く) | | 1,000 円 |
| (3) 一般賛助会員 | 1 口 | 100,000 円 |
| (4) 特別賛助会員 | 3 口 | 300,000 円 |

(任意退会)

第4条 年度途中で退会された場合、年会費の返金措置は行わない。
年度は4月1日～3月31日までと定める。

第8条 附則

この定款細則は令和3年7月31日よりこれを実施する。